

【全国災対連第 11 回総会 2010 年 1 月 16 日】

新年度運動方針

～1 年間の取り組みと到達点と 2010 年の取り組み～

はじめに

09 年度は、台風による水害災害に兵庫県佐用町に死者を含む被害に覆われたことをはじめ、その後の台風 18 号も各地に被害をもたらしました。昨年の岩手・宮城内陸地震災害の傷跡もいまだ深刻です。そのような自然災害から生活再建を求める被災者と支援団体の運動は、昨年度一年各地で取り組まれました。

09 年 8 月末の総選挙結果は、対米追随、大企業・財界に癒着し、新自由主義的な「構造改革」路線によって格差と貧困を続けてきた自公政権に圧倒的多数の国民が”ノー”を突きつけました。55 年間にわたって続けられた自民党政治は終焉し、そしてそれに代わる民主党を中心とする連立政権が発足しました。少なくない国民の要求の実現が可能となる歴史的な変化を生み出したのは、これまでの民主的な運動を展開してきた勢力の勝利です。しかし、その一方で選挙制度の改悪や日米軍事同盟への固執など、これまでの自公政治の片鱗も残っており、依然として財界と民主勢力の激烈なせめぎ合いが続く時代となりました。

自然災害の被災者にとっては、これまでの自公政治によって「自己責任」が押し付けられるもどで、着実に生活再建に必要な制度の確立・改善に取り組んできました。とりわけ、第 2 次改正は、参議院選挙で与野党逆転となった 07 年 11 月に実現させました。全国災対連は、この教訓を参考に見直し年を前にして第 11 回総会を契機に第 3 次改正の運動に着手します。2010 年 7 月には、参議院選挙も予定されています。被災者を先頭にした実効ある支援制度の改正に旺盛に取り組むことを呼びかけます。

1、この 1 年間の取り組みと到達点

(1) 「第 10 回総会」以降の取り組みと到達点

2009 年 1 月 16 日神戸で開催した第 10 回総会決定に基づいて全国災対連は、自然災害被災者への支援、救援・復興活動の交流、『災害対策マニュアル』の発行など、この 1 年間多様な課題に取り組みました。

自然災害被災者の救援・支援活動では、国民大運動岩手県実行委員会と宮城県災対連が、「岩手・宮城内陸地震」被災者への支援活動に取り組んできていることや、9 月の台風 9 号で死者・行方不明 20 人、全壊・半壊・大規模半壊 920 棟、さらに床上・床下浸水

被害を被るといふ甚大な被害にあった兵庫県佐用町への支援に兵庫県復興民会議が、街頭カンパ活動に取り組み激励と支援金を渡しました。

被災地で奮闘されている支援団体や被災者、さらに研究者を含めた激励・研究・交流集会在活発に行われました。この1年間に開催された4つの行動・集会には、全国災対連として積極的に協賛や後援にあたりました。

全国災対連の定期総会と連携して開催された「阪神・淡路大震災14年「長田の復興を考える」メモリアル集會は、1月17日長田区で開催されました。被災地の映像を通して復興の実態を告発。さらに、塩崎賢明神戸大教授の講演の後業者団体や市民団体の代表らの住民本位の復興ではないことが切々と訴えられました。

都議會議員選挙を意識し東京災対連は、5月31日東京豊島区でシンポ「首都直下型地震に備える」を開催しました。このシンポには、東京だけでなく被災地からの代表も含め45人が参加。藤井陽一郎茨城大名譽教授の講演の後、神戸や科学者などをパネラーとしたシンポジウムが行われました。

岩手・宮城内陸地震「被災地が主人公の復興に向けての交流集會」は、10月17日に被災地の視察を行い18日に岩手県一関市で交流集會を開催し6都県から66人が参加しました。

新潟災対連が主催した「中越大震災5周年復興の集い」は、10月24日被災地の山古志で開催されました。この集いには、全国から200人が参加し、「復興のモデル」を強調する記念講演も行われました。

内閣府は、国会付帯決議に基づき「災害に係る住宅等の被害認定」の見直しを行いました。内閣府内に設けられた検討委員会で検討された内容について、全国災対連に参加する被災地の代表も加え内閣府からヒヤリングを行いました。この見直し内容は、これまでの被害認定に比べ被害の実態に多少でも迫る内容であり、新たに水害被害を柱に加えるなど前進したものであることから、全国災対連としてパブリックコメントなどで促進の立場で運動に取り組みました。内閣府は、10月28日付で各都道府県知事宛に「浸水等による住宅被害の認定について」とする政策統括官の通達を發し、水害被害者への生活再建支援法の積極活用を求めました。

長年の懸案事項となっていた『災害対策マニュアル』を、9月1日付で一斉に發行・發売しました。販売実績などが無いことから、慎重に發行しました。初版として、1,500部印刷しましたが、11月には事実上完売となり、新たに1,000部増刷しました。自然災害対策の実践的な冊子が少ないこともあり、関係諸団体からも注文されています。

以上の取り組みを進めるに当たって、全国災対連は、機関會議を6回にわたって開催してきました。

(2)各地の災害被災者の現状と課題

1)阪神・淡路大震災の現状と課題

大地震発生から 15 年。今なお被災者の暮らし再建は厳しい事態が進行しています。被災直後に所得の低い人を対象に貸し出した「災害援護資金」は、56,422 人、総額 1,308 億円の返済は、借受人の 26,3%、14,833 人、金額は 224 億円が未返済（09/3 末現在）となっています。

このうち運動で勝ち取った「生活実態に即した返済金額」の月々 1,000 円返済も可能な「小額償還制度」利用者は 12,611 人で、大きな役割を果たしています。住宅再建に当時の住宅金融公庫の融資を活用された方、70,146 人の内、融資返済が行き詰まり「代位弁済」で家を手放さざるを得なかった人は、2,465 件、3 カ月以上の延滞は 682 件になっています。

一貫して公的支援を拒否した政府の施策の誤り、そして被災者生活再建支援法の 2 度の改正も「阪神・淡路大震災被災者」には、遡及適用も特例救済措置もとらなかった無策、無責任な対応は、15 年経過して、なお被災者を苦しめています。

災害復興公営住宅の高齢化率は 48.2%と兵庫県平均の 2 倍超となり、独居高齢者は 43.3%になるなど、コミュニティ維持などは極めて困難に直面しています。神戸市は、今年 4 月から公営住宅入居者の家賃減免制度を大幅に改悪し、通常家賃が払えない低所得者から 8 億 7000 万円の増収を図っています。その結果、従来、家賃を支払っても生活保護基準を少し上回っていた人が、生活保護基準以下の生活に追い込む事態が生じています（神戸市に憲法 25 条違反として公開質問状を提出し、現在交渉中）。

一方で住民の反対、見直しの要求を踏みにじて強行した「神戸空港」建設や、長田の復興計画は、鉄とコンクリートの街作りは、完全に行き詰っています。私たちは、引き続き被災者の暮らし再建に、各種融資の返済免除要件の拡大、高齢者見守り制度の抜本的改善など「特例救済措置」を求めて、被災者とともに運動を強めていきます。

2)中越大震災の現状と課題

中越大震災から 5 年が過ぎ去りました。当然のことながら、今では大震災が引き起こした大規模な山崩れやがけ崩れ、道路の寸断、河道閉塞、家屋の倒壊などの傷跡は、よほど注意して見ないと見当たりません。“二度とこの地には戻れないかも知れない”そんな思いで緊急避難をした中山間地域の被災者はもちろん、支援活動にかかわった人々も見事に復旧を成し遂げた今日の姿を想像し得なかったことでしょう。日本の土木技術の水準の高さには驚くばかりです。

長期にわたって仮設住宅での避難生活を余儀なくされた被災者。その多くは「住み慣れた古里に戻り、元通りに暮らしたい」との強い思いを持ち、震災から 2 年、3 年後に元に集落での住宅再建をしたり罹災者公営住宅に入居するなどして、古里に戻りました。一方で、高齢で一人暮らしは無理と他県で暮らす子どもたちのところに身を寄せたり、働き場所が近いほうが良いと若手が平場に移り住む状況も生まれ、もともと過疎化と高齢化の進む中山間地域の人口や世帯が加速度的に減少もしました。「帰ろう山古志へ」のスローガンで頑張った旧山古志村（現在：長岡市）でも、震災前に比べ

人口で 37.2%、世帯数で 28.7%も減少し、集落によっては人口が震災前の 3 割台に落ち込み、集落機能の維持そのものが厳しいところも生まれています。

とはいえ中山間地集落に戻った被災者の表情は明るく、活気に満ちています。“私たちが元気になることがご支援をいただいた全国の皆さんへの恩返し”。今被災地域、被災集落では住民が力を合わせて、復興基金による支援を受けながら、地域資源の掘り起こしと商品化、震災復興イベント、都市との交流をはじめ様々な活動に取り組んでいます。震災前には見られなかった、こうした復興と再生の芽を長中期的に育てることができかどうか、これが今中山間地の被災地で問われている最大の課題となっています。

3)三宅島噴火災害の現状と課題

噴火災害より全島民が島外避難して 10 年目、指示解除されて 5 年になります。未だに火山ガスは噴出し続けていますが、帰島時と比較すると半減しています。

人口の動向は、2000 年 6 月 1 日現在の世帯数は 1,971、人口 3,857 人。2009 年 12 月 1 日現在の世帯数は 1,740、人口は 2,818 人。噴火時と現在を比較すると、世帯数で 88.3%、人口で 73.0%です。65 歳以上の高齢化率は男子 28.9%、女子 45.7%と女性の高齢化率は高くなっています。高濃度地区では、2000 年 6 月 1 日の世帯数は 157、人口は 315 人。09 年 12 月 1 日の世帯数は 36、人口は 65 人と少ない。

復興状況は、①農業では帰島後 5 年にして火山ガスに強い作物の選定はしたが、農業用水は復旧せずハウス園芸ができないので収入は激減。②漁業は、帰島して 1~2 年は水揚げは多かったが、その後は水揚げも少なく、土石流の流入で磯場が荒れたまま、根付き漁業が壊滅的な打撃を受けています。一方で、石原都知事の発案のオートバイレースを 3 年間やり 7 億円近い予算を浪費しています。このような浪費を止めて真に復興に使ってほしいものです。

高濃度地区対策として、対策委員会を立ち上げて村が三池地区の土地を買い上げ(被災前の金額)かさ上げをして元の地主の希望者に売却という最終答申を出して解散しました。住民アンケートで見ると 66%が買い上げに賛成しているが、売却したくないが 13%、わからないが 18%。また、かさ上げ後購入するはわずか 18%、かさ上げ後購入しないが 53%となっています。住民の多くは買い上げてくれるものと信じているが、予算の裏付けもなく出した方針のため暗礁に乗り上げている現状です。1 日も早い高濃度地区の解除かまたは集団移転の方針を打ち出す以外に高濃度地区の解決策はありません。

4)能登半島地震災害の現状と課題

07 年 3 月 25 日に発生した地震から 3 年が経過しようとしています。仮設住宅に住んでいた(ピーク時 329 世帯・736 人)、約 150 世帯・約 300 人の全世帯が住宅に移り、09 年の春には仮設住宅は閉鎖しました。震災後に市外に転居された方々もあり、被災前の人口からは減少しました。

唯一の産業である観光は景気の悪化とも相まって伸びず、地域経済にもまだ影響が出ています。

5)金沢・浅野川水害の現状と課題

08年7月28日に金沢市の中心を流れる浅野川が集中豪雨で増水し、上流から下流にかけ氾濫を起こし、住宅・農地に被害をもたらしました。この水害で2,000軒が被害にあいました。上流では土砂と倒木で全壊となり1年余り避難所生活を強いられた住民がいました。市内中心部では建造物への被害は少なくとも汚泥による被害が多く、地震被害とは異なる悲惨な状況となりました。

地震被害を想定した被害判定基準を水害にも適応できる基準の見直しと同時に自治体職員が行う判定の弾力的運用が求められました。

6)中越沖地震災害の現状と課題

中越沖地震から2年半。ライフラインや街としてのシステムは中越大震災の経験や、その規模の違いから比較的早いといえます。しかし、世界の原子力発電所の集中立地地域での対応について、東京電力側の「あの地震でも持ちこたえたから大丈夫」とする見方と、「想定外の地震動を受けたではないか」「耐震補強工事が必要なことは不安」とする見方の溝は埋まっていません。

被災者の様々な理由があると思いますが被災後、柏崎市(H21.5.31現在)対地震直前比(H19.6.30現在)、-1,294人。刈羽村(H21.3.30現在)対地震直前比(H19.3.30現在)、-52人となっています。これは一つの町内・集落が消滅したに等しい数字です。

宅地地盤の損傷が大きくその修復後、家屋の再建をしなければならなかったことが中越沖の特徴でしたが、その負担の大きさは、将来の大きな負担となります。有名になった山本団地をはじめ、宅地の修復費用をどこがどのように負担するのか、大きな問題となったのも当震災の特徴で、団地のトラブルもあり、今後の大きな課題の一つとなっています。

また、経済の再建課題として、地震発生前から進んでいた世界的不況が、とくに中小零細企業の営業再建に踏み出せない大きな要因となっています。「えんま通り商店街」をはじめとする本町通りの商店街は空き地が目立ち、被災したままのビルもあります。設備再建の基金等の支援はあっても今の不況で、営業再建できるのか大きな課題です。去年は数件の中堅企業の倒産・廃業が発生し、下請け工場が多い柏崎では非常に厳しい経済状況です。

これまでの自然災害の支援の在り方の教訓として、被災者支援は将来に負担を負わず貸し付けでなく、支援金という形の検討が必要と考えます。

7)岩手・宮城内陸地震災害の現状と課題

地震災害から1年半が経過しました。震央地が岩手県内陸南部、規模がマグニチュード7・2、最大震度6強の「岩手・宮城内陸地震」は、死者・行方不明者23人、重・軽傷者402人、そして全壊30棟・半壊145棟という家屋被害をもたらしました。今で

も、一関市で1世帯(震災復興住宅)、奥州市で8世帯が仮設住宅に、栗原市内では避難指示・勧告の継続中が5世帯、応急仮設住宅で58世帯が暮らしています。

震災から1年を迎えた日に一関市内で「市民防災フォーラム」(主催・一関市など)を開催、パネリストとして出席した被災地の区長や救援に当たった消防団分団長は、被災当時の状況とともに今後の行政の課題にも触れました。7月10日に栗原市内で行政、建設業などの関係者約800人が出席して「岩手・宮城内陸地震震災復旧技術報告会」(主催・国交省東北整備局)が開催されました。

「岩手日報」が行った被災世帯(30世帯対象に複数回答可)アンケートによると、困難を感じるものの第1位が住宅再建のための資金不足(17世帯)、次が仕事のこと(7世帯)、家族のこと(同)、また生活再建などに役立った制度の第1位が義援金(16世帯)、次が保険・共済(13世帯)、その次が再建支援制度(4世帯)と答えています。行政の対応や支援制度については「説明不足」や「制度の使いにくさ」などを指摘する声も出されています。

10月17～18日に宮城県災対連と国民大運動県実行委員会が主催した被災地(栗原市内)視察と「被災者が主人公の復興に向けての交流集会」(会場:一関市内)には、延べ66人が参加しました。集会では高橋千鶴子衆議院議員の来賓あいさつ、大槻憲四郎東北大名誉教授の記念講演、両県の代表による問題提起をもとに、他県の代表も発言し、今後とも継続した取り組みを進めることが確認されました。

2、国民の歴史的な選択が生み出した新たな政治情勢

(1) 国民運動によって作り出された政治情勢を要求実現の力に

戦後50年余にわたって続いてきた自民党政治は、国民の暮らしと雇用、社会保障、さらには地域経済を破壊してきました。外需依存のルールなき経済を推し進め、輸出大企業だけ史上空前の儲けを謳歌してきました。アメリカ発の金融破たんは、世界を巻き込んだ金融危機・経済大不況を作り出し日本経済にも大打撃を与えました。自民党政治は、この大不況に対しても財界・大企業優先の不況打開策を進め、労働者・国民には犠牲を強いてきました。その悪政転換を訴えて国民的な運動が、「自公政治ノー」の大きな世論を作り出しました。

総選挙で圧勝した民主党を中心とする連立政権は、国民の切実な要求に押されて、その声を反映した政策を打ち出さねばならなくなっています。国民要求を実現する上で、この政治情勢を大いに活用し運動を進めることが重要となっています。

(2) 災害対策をめぐる新たな情勢

民主党と社民党・国民新党による連立政権は、発足にあたって合意した10項目からなる政策合意で、「速やかなインフレーション対策、災害対策、緊急雇用対策」が挙げられて

います。内容は、「当面する懸案事項であるインフルエンザ対策について、予防、感染拡大防止、治療について、国民に情報を開示しつつ、強力に推し進める▽各地の豪雨被害、地震被害、また天候不順による被害に対して速やかに対応する▽深刻化する雇用情勢を踏まえ、速やかに緊急雇用対策を検討する」としています。

また、全国災対連は、08年12月に「被災者生活再建支援法に関する政党アンケート」を実施しました。同アンケートでは、①支援金額の上限金額300万円の引き上げ、②半壊世帯に対するゼロ支援問題、③全壊10戸以上への適用、などについて回答を得たものです。

このアンケートには、自由民主党はすべてにわたって「現行で良い」と否定的で、公明党は無回答でした。その一方で、日本共産党と連立に加わっている社会民主党・国民新党の3党の回答は、全国災対連の意向に沿うものでした。

上限金額については、民主党は「将来的には金額引き上げも含め検討が必要」、日本共産党、社会民主党、国民新党は「上限金額500万円への引き上げは賛成」。一部損壊・半壊へのゼロ支援については、民主党は「将来的には、半壊を含め支援対象の拡大を検討することが必要」、日本共産党、社会民主党、国民新党は「半壊世帯や一部損壊世帯をも支援対象にすべきだ」。同一地域で10戸数以上に対しては、民主党は「総合的に見直すことが必要」、日本共産党、社会民主党、国民新党は「全壊世帯の多寡で適用しないという、現行制度を改めて、すべて適用すべき」と回答しています。

(3) 情勢の変化が求める災対連運動の前進

災害対策をめぐる情勢は、支援法の前向きな改正を願う政党が総選挙で前進し、否定的な政党は大幅に後退しました。このような政治的变化のもとで、これまで災害対策をめぐって改善運動に取り組んできている組織は、全国災対連以外にはありません。被災地の被災者と支援団体のネットが被災地に作られ、その総合力を発揮した改善運動がこれまでの改善を作り出しています。

このような前進面を見るにつけ、全国各地に災対連に結集するネットワークの必要性が一層大切となっています。災害発生後には、必要性に迫られて結成した災対連に結集した組織はその後、時を経るにしたがって組織を維持することも大変になる傾向にあります。この課題についても、新年度に一定の議論の場を作ることも必要となっています。

昨年総会以降に発生した兵庫県での豪雨災害や岩手宮城内陸地震などの被災者の要求も結合し、政治情勢の変化を生かして支援法の改善をめざす災対連運動の前進をはかることが大切となっています。

3、全国災対連が求める国などの役割と当面する制度政策要求

(1) 全国災対連が求める基本的な国と地方自治体の役割

自然災害被災者に対し国と地方自治体は、憲法25条(国民の生存権、国の社会保障的義

務)にもとづいて、生活再建に全面的に寄与する義務を負うことを明確にさせます。自然災害から国民の生命と財産を守る義務、災害に直面した時の救済の義務、被災者の生活再建を図る義務は国と地方自治体が果たすことを求めます。

(2)当面する制度政策要求

災害救助法を含む災害基本法などの検討も課題となっていますが、今年度「被災者生活再建支援法」の第3次改善の取り組みを開始します。現行の「支援法」では、半壊などには何ら支援されていません。また住家のみとなっているなど問題点は多くあります。

全国災対連は、住めない・くらせない・住み続けられない被災者すべてを救済し、少なくとも生業を維持するために必要な事業も対象とするなど骨太の政策要求として運動を開始します。

1)「被災者生活再建支援法」の前進的改善を行うこと。本総会に別紙の署名案を準備していますので、その内容について検討し、本総会をスタートに署名運動に取り組みます。

2)今年度、総務省・国土交通省・文部科学省などに対して、関係団体と調整し積極的に申し入れます。

①国土交通省・文部科学省＝災害時の避難施設となる学校の体育館などの耐震化診断と耐震化の促進、被災時の避難路や橋梁などの保守点検などに積極的な財政を含む社会資本の整備を行うこと。

②総務省＝地方自治体に対し、消防職員の増員をはじめ地域の総合防災力の充実・現代化のため積極的な支援を行うこと。

4、10年度の運動の基本方向

全国災対連が掲げている「申し合わせ」に沿って、引き続き災害被災者の生活再建と住民本位の復興をめざす支援を行い、被災者生活再建支援制度などの改善、運動と情報の交流、防災のための活動を強めます。今後、地球温暖化に伴う水害や土砂災害の危険が強まることが指摘されています。このような状況を踏まえ、全国災対連は「申し合わせ」に基づいて奮闘します。

(1) 災害被災者の生活再建と復興をめざした支援

1)生活再建と地域経済復興に向け奮闘している被災地での激励行動などに積極的に協力します。被災地の生活再建、とりわけ政府の主張する内需型経済政策を進める上でも被災地での地域経済の復興や農林商業の活性化をさせ、住民密着型の公共事業の推進など、積極的な政策作りに関与します。

2)生活再建の途上にある岩手宮城内陸地震や兵庫県豪雨災害被災者への支援活動に積極的に取り組みます。中山間地の地震災害からの”復興のモデル”に向けて奮闘している新潟県山古志被災地の復興運動を参考にした、能登半島・中越沖・岩手宮城での被災

地で奮闘している皆さんの交流・支援を具体化します。

(2) 「被災者生活再建支援法」の第3次改善運動の開始

「支援法」の見直し時期は、2011年です。新しい政治情勢を踏まえ、今年度から第3次改善運動を開始します。

1) 署名運動を第11回総会からスタートさせます

確認した「改善要求署名」(仮称)を2010年1月からスタートします。

①「要求署名」は、当面10万筆を目標に秋の臨時国会で提出行動を具体化します。

②2010年秋に要求実現をめざしますが、要求が実現しない場合、見直し年の2011年まで引き続いた取り組みとします。

2) 2010年の通常国会で全政党・議員(災特委)要請行動を実施します。また、全国知事会などとの懇談も計画します。

①7月に予定されている参議院選挙後に、災特委の委員を対象に働きかけを開始します。

②被災地の災対連は、地元選出議員に対する要請行動を具体化します。

3) 各地方で独自の上乗せ制度の確立をめざします。内閣府の調査(平成20年12月調査)では、災害時の独自の支援制度を設けている都道府県は、12県。市町村では6カ所です。この制度を参考に、各地の災対連で積極的に制度確立に向け取り組みます。

(3) 被災地相互の交流を強めます。

1) 全国災対連として、災害対策の改善と運動強化を目的に、すべての被災地に呼びかけ「全国交流集会」の開催を検討します。

2) 地震災害に見舞われた中山間地の復興をめざす交流集会を検討します。

(4) 各地方自治体に向けた共同の運動を強めます。

各地方組織は、自民党政治のもと進められてきた”平成の大合併”によって地域の防災力が大きく後退した事実をもとに、地域の防災力の整備を要請するとともに、下記の課題を結合した自治体要請交渉に取り組みます。

1) 災害時の避難所となる公私立学校などの耐震診断と耐震化や住民の身近な生活道路や橋梁の補修の促進に取り組みます。

2) 災害に強い住宅作りに協力します。とくに、公的・私的住宅への耐震化に向けての地方自治体の助成などを積極的に求める取り組みを重視します。

3) 地球温暖化に伴い、水害などの自然災害が増加すると見られています。このような状況にもとで、地方自治体が作成する「防災計画」などを検討し、防災・減災運動に取り組みます。

(5) 防災学習活動を重視します。

1)09年度に発行した『災害対策マニュアル』普及に取り組みます。とりわけ被災地での普及に努力し、全体で1,000部を普及します。

2)同パンフを活用した学習運動に取り組みます。この3年間に自然災害が発生した県災対連(名称は別)で学習運動に取り組みます。

(6) 組織の強化・拡大

全国災対連は、別紙のように中央組織と地方組織で構成されています。ここ数年、組織の拡大はありません。一方で、災害被災者を支援してきた団体も事実上休眠状態となっているところもうかがえます。全国災対連として、新年度改めて参加団体の活動状態などを調査し、実態把握に努めます。

新たな災害支援運動に立ち上がっている地方において、組織の建設を呼びかけ、全国災対連の組織拡大に努めます。また、支援組織の持続的運営についての交流などを検討し、組織強化に結びつける努力を新年度行います。

さいごに

全国災対連は99年10月に結成され、今年で満10年となりました。数年前から年度方針で決定してきた『災害対策マニュアル』は、2年間にわたって被災地の代表も入れたチームで検討を加えた実践的なマニュアルとして発刊できました。これは、事実上結成10周年事業と言っても過言ではありません。

新年度には、被災者生活再建支援法の第3次改正運動に取り組むことにしています。新たな政治局面を生かした運動方向です。提案した改正要求を基本に、被災者に寄り添い、被災者を先頭にした改正運動に挑戦します。災害後の生活再建に貢献する実効性のある支援制度として改正させるために、改めて構成組織全体に呼びかけるものです。

以上